

大口町告示第114号

大口町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年12月25日

大口町長 鈴木雅博

大口町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を  
改正する要綱

大口町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成25年大口町告示第106号）の一部を次のように改正する。

題名中「疾患児」を「疾病児童」に改める。

第1条中「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について（平成17年2月21日雇児発第0221002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱」を「小児慢性特定疾病対策総合支援事業の実施について（平成27年5月28日雇児発第0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱」に、「疾患児」を「疾病児童」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「疾患児」を「疾病児童」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 児童福祉法（平成22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支援認定に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第4条第1項に規定する児童以外の満20歳に満たない者については、満18歳に達する日前から引き続き指定小児慢性特定疾病医療支援を受けている者に限る。）
- (3) 法による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者

第3条中「疾患児」を「疾病児童」に改める。

第4条第3項中「疾患児」を「疾病児童」に改め、同条第4項中「疾患児」を「疾病児童」に改める。

第11条中「疾患児」を「疾病児童」に改める。

別表1中「疾患児」を「疾病児童」に改め、同表便器の項中「4, 450」を「4, 810」に改め、同表特殊マットの項中「19, 600」を「21, 170」に改め、同表特殊便器の項中「151, 200」を「163, 300」に改

め、同表特殊寝台の項中「154,000」を「166,320」に改め、同表歩行支援用具の項中「60,000」を「64,800」に改め、同表入浴補助用具の項中「90,000」を「97,200」に改め、同表特殊尿器の項中「67,000」を「72,360」に改め、同表体位変換器の項中「15,000」を「16,200」に改め、同表車いすの項中「70,400」を「76,030」に改め、同表頭部保護帽の項中「12,160」を「13,130」に改め、同表電気式たん吸引器の項中「56,400」を「60,910」に改め、同表クールベストの項中「20,000」を「21,600」に改め、同表紫外線カットクリーム等の項中「37,800」を「40,820」に改め、同表ネブライザー（吸入器）の項中「36,000」を「38,880」に改め、同表パルスオキシメーターの項中「157,500」を「170,100」に改め、同表に次のように加える。

ストーマ装 具（蓄便袋）	人工肛門を造設 した者	小児慢性特定疾病児童又は介助 者が容易に使用し得るもの。	111,460 (年間)	
ストーマ装 具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設 した者	小児慢性特定疾病児童又は介助 者が容易に使用し得るもの。	146,450 (年間)	
人工鼻	人工呼吸器の装 着又は気管切開 が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助 者が容易に使用し得るもの。	126,360 (年間)	

別表2備考中「疾患児」を「疾病児童」に、「租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項」を「租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項」に、「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項」を「第41条の19の3第1項及び第3項」に、「第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第41条の19の4第1項及び第3項」に改め、「附則第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項」を加え、「生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の

自立の支援に関する法律」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律（平成16年法律第30号）」に、「「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）」を「子ども・子育て支援法施行令第4条第4項の規定」に改める。

様式第1中「疾患児」を「疾病児童」に、「疾患」を「疾病」に、「小児慢性特定疾患医療券」を「小児慢性特定疾病医療受給者証」に改める。

様式第2中「疾患」を「疾病」に改める。

様式第3、様式第4及び様式第5中「疾患児」を「疾病児童」に改める。

様式第6中「疾患児」を「疾病児童」に、「疾患」を「疾病」に改める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の規定は平成27年4月1日から適用する。